

総社市財務規則及び総社市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第38号

総社市財務規則及び総社市財産規則の一部を改正する規則

(総社市財務規則の一部改正)

第1条 総社市財務規則(平成17年総社市規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第3(第81条関係)				別表第3(第81条関係)			
設置場所		出納員	委任事務	設置場所		出納員	委任事務
略				略			
保健福祉部	略			保健福祉部	略		
	長寿介護課	課長	課及び課に附属する施設の所掌に属する使用料及び負担金並びに貸付金の償還金及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部		長寿介護課	課長	課及び課に附属する施設の所掌に属する使用料及び負担金並びに貸付金の償還金及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部
	被災者寄り添い室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部				
略				略			

(総社市財産規則の一部改正)

第2条 総社市財産規則(平成17年総社市規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第22条関係）				別表（第22条関係）			
設置場所		物品出納員	委任事務	設置場所		物品出納員	委任事務
略				略			
保健福祉部	略			保健福祉部	略		
	長寿介護課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部		長寿介護課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部
	被災者寄り添い室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部				
略				略			

附 則

この規則は、令和元年11月25日から施行する。